

受託に当たっての個人情報の取扱いに係る安全管理措置に関する誓約書

提出年月日 令和 年 月 日

高知市長 様

次のとおり、委託契約による業務を処理するための個人情報について安全管理措置を実施済みであること、又は当該個人情報の取扱いを開始するまでに実施することを誓約します。

所在地
名称
代表者の職名・氏名

印

項番	講じなければならない措置	確認事項	チェック
1	法令の遵守	個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第4章(個人情報取扱事業者等の義務等)その他関係法令を遵守していますか。	<input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 実施予定
2	安全管理措置に関する規定の整備	委託契約業務を処理するための個人情報(以下「個人情報」という。)の漏えい等の防止その他の個人情報の適切な管理のために、法その他関係法令に基づき、高知市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱(令和5年2月24日制定。以下「要綱」という。)に定める安全管理措置と同等の措置を講じられるように、安全管理措置に関する規定等(以下「内部規程」という。)の整備をしていますか。	<input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 実施予定
3	組織的安全管理措置	個人情報を安全に取り扱うための組織体制(管理責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制)は整備できていますか。	<input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 実施予定
4		個人情報の取扱いについて、法、個人情報取扱特記事項(以下「特記事項」という。)及び内部規程に沿った運用としていますか。	<input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 実施予定
5		上記3の運用状況を確認するための手段を整備していますか。	<input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 実施予定
6		個人情報の管理状況についての自己点検に関する事項等を定めていますか。	<input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 実施予定
7		漏えい等の事案に対応する体制及び手順等は整備できていますか。	<input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 実施予定
8	人的安全管理措置	個人情報を取り扱う従事者を明確にし、個人情報の保護に関する必要な事項について教育及び研修を実施していますか。	<input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 実施予定
9	物理的安全管理措置	個人情報を取り扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域(管理区域)及びその他の個人情報を取り扱う事務を実施する区域(取扱区域)について、それぞれ適切な管理をしていますか。	<input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 実施予定
10		個人情報を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 実施予定
11		個人情報が記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合は、容易に個人情報が判明しないように、安全な方策を講じることとしていますか。	<input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 実施予定

裏面に続く⇒

項番	講じなければならない措置	確認事項	チェック
12	技術的安全管理措置	個人情報への不要なアクセスを防止できるよう制御していますか。	<input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 実施予定 <input type="checkbox"/> 該当なし
13	※技術的安全管理措置は、情報システム(パソコン等の機器を含む。)を使用して個人情報を取り扱う場合(インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。)に講じる必要があります。	個人情報を取り扱う情報システムを使用する従事者が正当なアクセス権を有する者であることを識別した上で認証していますか。	<input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 実施予定 <input type="checkbox"/> 該当なし
14		外部からの不正アクセス等を防止するための措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 実施予定 <input type="checkbox"/> 該当なし
15		情報システムの使用に伴う漏えい等を防止するための措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 実施予定 <input type="checkbox"/> 該当なし
16	外的環境の把握	外国において個人情報を取り扱う場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度を理解した上で、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 実施予定 <input type="checkbox"/> 該当なし
17	再委託先の監督	個人情報の取扱いの全部又は一部を再委託する場合は、高知市の承諾を得た上で再委託することとしていますか。また、再委託等に当たっては、個人情報の安全管理が図られるよう高知市個人情報取扱業務委託基準(令和5年2月24日制定)の例により再委託先に対する必要かつ適切な監督を行うこととしていますか。	<input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 実施予定 <input type="checkbox"/> 該当なし

※ 委託に当たっては、受託者は、第66条第2項の規定に基づき、契約業務を処理するための個人情報について、高知市が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じる必要があります。法第4章が適用される個人情報取扱事業者等は、法第16条第3項に定める個人データの安全管理措置を講じる必要がありますが、高知市からの委託についてはそれだけでなく、それを含む個人情報を対象とするものですので、ご注意ください。

※ 必要に応じて、内部規程、資料等を提出していただく場合があります。

※ 記入に当たっては、別紙の内容を確認の上、正確に記入してください(別紙の提出は必要ありません。)

別紙

項番	講じなければならない措置	説明	関連規程
1	法令の遵守	個人情報の取扱いに当たっては、法(第4章)に定める個人情報取扱事業者等の義務等その他関係法令を遵守することが前提となります。	法 第4章 特記事項 第1
2	安全管理措置に関する規定の整備	要綱に規定する安全管理措置と同等の措置が講じられる内部規定の整備が必要です。	特記事項 第3 要綱 全て(第8章を除く。)
3	組織的安全管理措置	<p>管理責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制を整備する必要があります。</p> <p>【手法の例示】 (組織体制として整備する項目の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱いに関する管理責任者の設置及び責任の明確化 ・個人情報を取り扱う業務従事者及びその役割の明確化 ・上記の従事者が取り扱う個人情報の範囲の明確化 ・個人情報を複数の部署で取り扱う場合の各部署の役割分担及び責任の明確化 	特記事項 第3 要綱 第2章 (高知市個人情報保護法施行細則 第3条)
4		<p>法、特記事項及び内部規程に基づく運用を行う必要があります。</p> <p>【手法の例示】 事務の流れを整理し、取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について定める事務マニュアル・事務フロー等を策定することが考えられます。 なお、具体的に定める事項については、特記事項及び内部規程に定める安全管理措置の内容を盛り込むことが重要です。</p>	特記事項 第3 要綱 第5～7章 要綱 第9～12章
5		<p>上記3の運用を行うとともに、その状況を確認するため、個人情報の利用状況等を記録し、その記録を一定の期間保存する必要があります。</p> <p>【手法の例示】 例えば次のような項目に関して、システムログその他の個人情報の取扱いに係る記録の整備や業務日誌の作成等を通じて、個人情報の取扱いの検証を可能とすることが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用・出力状況 ・個人情報が記載又は記録された書類・媒体等の持ち運び等の状況 ・個人情報の削除・廃棄の状況(委託した場合の消去・廃棄を証明する記録を含む。) ・個人情報を情報システムで取り扱う場合、担当者の情報システムの利用状況(ログイン実績、アクセスログ等) <p>【手法の例示】 例えば次のような項目をあらかじめ明確化しておくことにより、個人情報の取扱状況を把握可能とすることが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の種類、名称 ・個人情報の項目 ・責任者・取扱部署 ・利用目的 ・アクセス権を有する者等 	特記事項 第3 要綱 第15条 要綱 第18条
6		<p>上記3の運用を行うとともに、その状況を確認するため、定期に及び必要に応じ随時に点検するための体制等を整備する必要があります。</p> <p>【手法の例示】 ・個人情報の取扱状況について、定期的に自ら行う点検又は他部署等による監査を実施する。 ・外部の主体による監査活動と合わせて、監査を実施する。</p>	特記事項 第3 特記事項 第13 要綱 第12章
7		<p>漏えい等事案の発生又は兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための体制及び手順等を整備する必要があります。</p> <p>【手法の例示】 (組織体制として整備する項目の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法、特記事項及び内部規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制 ・個人情報の漏えい等事案の発生又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制 	特記事項 第3 特記事項 第14 要綱 第11章

8	人的安全管理措置	<p>受託者は、個人情報を取り扱う従事者を明確にし、当該従事者に対し必要な教育及び研修をしなければなりません。</p> <p>【手法の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修 ・個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対する、個人情報の適切な管理のための、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関する教育研修 ・課等の現場における責任者に対する、課等の現場における個人情報の適切な管理のための教育研修 <p>※ 上記の研修の他、個人情報取扱事業者等は、法第23条に基づく教育・研修も実施する必要があります。</p>	特記事項 第3 特記事項 第4 要綱 第3章
9	物理的安全管理措置	<p>管理区域や取扱区域を明確にし、安全管理のための必要な措置を講じる必要があります。</p> <p>【手法の例示】</p> <p>(管理区域の管理手法の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入退室管理及び持ち込む機器等の制限等 <p>なお、入退室管理の方法としては、ICカード、ナンバーキー等による入退室管理システムの設置等が考えられる。</p> <p>(取扱区域の管理手法の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間仕切り等の設置、座席配置の工夫、のぞき込みを防止する措置の実施等による、権限を有しない者による個人情報の閲覧等の防止 	特記事項 第3 要綱 第5章 要綱 第6章 要綱 第7章 要綱 第10章
10		<p>個人情報を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じる必要があります。</p> <p>【手法の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体又は個人情報が記載された書類等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。 ・個人情報を取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、当該機器をセキュリティワイヤー等により固定する。 	特記事項 第3 要綱 第5章 要綱 第6章 要綱 第7章
11		<p>個人情報が記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合は、容易に個人情報が判明しないように、安全な方策を講じる必要があります。</p> <p>「持ち運ぶ」とは、個人情報を管理区域又は取扱区域から外へ移動させること又は当該区域の外から当該区域へ移動させることをいい、事業所内の移動等であっても、個人情報の紛失・盗難等に留意する必要があります。</p> <p>【手法の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持ち運ぶ個人情報の暗号化、パスワードによる保護等を行った上で電子媒体に保存する。 ・封緘、目隠しシールの貼付けを行う。 ・施錠できる搬送容器を利用する。 	特記事項 第3 要綱 第5章 要綱 第6章 要綱 第7章

12		<p>担当者及び取り扱う個人情報の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う必要があります。</p> <p>【手法の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を取り扱うことのできる情報システムを限定する。 ・情報システムによってアクセスすることのできる個人情報を限定する。 ・ユーザーID に付与するアクセス権により、個人情報を取り扱う情報システムを使用できる従事者を限定する。 	特記事項 第3 要綱 第6章
13	<p>技術的安全管理措置</p> <p>※技術的安全管理措置は、情報システム(パソコン等の機器を含む。)を使用して個人情報を取り扱う場合(インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。)に講じる必要があります。</p>	<p>個人情報を取り扱う情報システムを使用する従事者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した上で認証しなければなりません。</p> <p>【手法の例示】 (情報システムを使用する従事者の識別・認証手法の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーID、パスワード、磁気・IC カード等 	特記事項 第3 要綱 第6章
14		<p>個人情報を取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用しなくてはなりません。</p> <p>【手法の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムと外部ネットワークとの接続箇所にファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する。 ・情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等(ウイルス対策ソフトウェア等)を導入し、不正ソフトウェアの有無を確認する。 ・機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする。 ・ログ等の定期的な分析により、不正アクセス等を検知する。 	特記事項 第3 要綱 第6章
15		<p>情報システムの使用に伴う漏えい等を防止するための措置を講じなければなりません。</p> <p>【手法の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直す(情報システムのぜい弱性を突いた攻撃への対策を講ずることも含む。) ・個人情報を含む通信の経路又は内容を暗号化する。 ・移送する個人情報について、パスワード等による保護を行う。 	特記事項 第3 要綱 第6章
16	<p>外的環境の把握</p>	<p>外国において個人情報を取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度を理解した上で、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要があります。</p> <p>また、業務の必要に応じて、業務の全部又は一部を(クラウドサービス等を含む)を外国にある事業者等に再委託する場合には、当該再委託先が外国にある事業者の場合(※)や当該事業者が国内にある事業者であっても外国に所在するサーバに個人情報が保存される場合においては、当該個人情報は外国において取り扱われるサーバが所在する外国(再委託先が所在する外国及び個人情報が保存されるサーバが所在する外国)の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要があります。 (※)日本国内に所在するサーバに個人情報が保存される場合も含む。</p> <p>なお、再委託契約によらない、民間企業等が不特定多数のユーザーに対して同一条件で提供するサービス(いわゆる「約款による外部サービス」)は、当該企業が提示する約款に合意することで利用が開始できる手軽さに優れているものの、当該サービスで講じられているセキュリティ対策やデータの取扱いなどについて行政特有の扱いを求めることができないことから、個人情報の取扱いや管理等に関して高知市のポリシーに沿ったセキュリティ要件を通常担保できないため、これらのサービスにおいて個人情報を取り扱わせることは原則として禁止されています。</p> <p>【参考】 政府機関・地方公共団体等における業務でのLINE 利用状況調査を踏まえた今後のLINE サービス等の利用の際の考え方(ガイドライン) (令和3年6月11日 内閣官房、個人情報保護委員会、金融庁、総務省)</p>	特記事項 第3 要綱 第16条

17	再委託先の監督	<p>受託者において、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合を含む。)には、受託者は、高知市個人情報取扱業務委託基準に定める措置と同等の措置を講じる必要があります。個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合を含み(再々委託先が再委託先の子会社である場合も含む。)、以降もまた同様です。</p> <p>【手法の例示】 例えば、個人情報を取り扱うウェブサイト・通販サイト(ECサイト)の構築、保守・運用を委託する場合には、次のような対策を行うことが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託先が適切なシステム上のセキュリティ対策を含む安全管理を実施しているか契約前に確認し適切な事業者を選定すること ・セキュリティ対策等の内容を明確にして契約に盛り込むこと ・契約書に記載されたセキュリティ対策等の実施状況について定期的に報告を求めると確認を行うこと <p>【再委託先に対して必要かつ適切な監督を行っていない事例】 事例 1)個人情報の安全管理措置の状況を契約締結時及びそれ以後も、適宜、把握せずに再委託した結果、再委託先が個人情報を漏えいした場合 事例 2)個人情報の取扱いに関して必要な安全管理措置の内容を再委託先に指示しなかった結果、再委託先が個人情報を漏えいした場合 事例 3)再々委託の条件に関する指示を再委託先に行わず、かつ、再委託先の個人情報の取扱状況の確認を怠り、再委託先が個人情報の処理を再々委託した結果、当該再々委託先が個人情報を漏えいした場合 事例 4)契約の中に、受託者は再委託先による再々委託の実施状況を把握することが盛り込まれているにもかかわらず、再委託先に対して再々委託に関する報告を求めるなどの必要な措置を行わず、受託者の認知しない再々委託が行われた結果、当該再々委託先が個人情報を漏えいした場合 (※)「個人情報の取扱いの再委託」とは、契約の形態・種類を問わず、受託者が他の者に個人情報の取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人情報の入力(本人からの取得を含む。)、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定されるが、これらに限られない。</p>	特記事項 第3 特記事項 第11 要綱 第9章
----	---------	---	-------------------------------